

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
( 答申第 2 8 2 号 )

平成 1 5 年 1 1 月 1 3 日

横情審答申第282号

平成15年11月13日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に  
基づく諮問について（答申）

平成14年9月6日財契一第234号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「都市計画道路環状3号線（戸塚地区）街路整備工事（その6）入札に関して、14.1.8入札日前日横浜市民による落札情報（談合）を国土交通省へ知らせた、書類等一切。国土交通省より（談合問題に関する書類一切）入札に関する書類一切（横浜市にきてる）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「都市計画道路環状3号線（戸塚地区）街路整備工事（その6）入札に関して、14.1.8入札日前日横浜市民による落札情報（談合）を国土交通省へ知らせた、書類等一切。国土交通省より（談合問題に関する書類一切）入札に関する書類一切（横浜市にきてる）」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「都市計画道路環状3号線（戸塚地区）街路整備工事（その6）入札に関して、14.1.8入札日前日横浜市民による落札情報（談合）を国土交通省へ知らせた、書類等一切。国土交通省より（談合問題に関する書類一切）入札に関する書類一切（横浜市にきてる）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年5月21日付で行った本件申立文書を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第2項に該当するため非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

（1）談合情報に係る通報に関しては、その信ぴょう性について個別に判断し、必要に応じて指名業者に対する事情聴取等の対応を行い、他の法令に違反すると疑うに足る事実があるときは、国土交通省等の建設業許可行政庁へ通知を行うこととなる。

また、当該通知に対するものとして、国土交通省等から何らかの文書が送付されることが想定される。

（2）本件については、平成14年1月7日に市民から直接電話により「業界新聞に当該工事の落札予定業者が であると掲載されている。」との通報があった。その際、当該新聞記事についての情報提供を求めたが、対応してもらえなかった。

（3）財政局契約部契約第一課（以下「契約第一課」という。）において、独自の一部の業界新聞の記事内容を調査したが、通報内容に該当する記事が見つからなかったこと、通報された市民からその後に記事情報の提供はなかったこと、また、業界新聞として



入札談合等の不正行為に対し、地方公共団体の長は、入札契約適正化法第 10 条により公正取引委員会へ、第 11 条により国土交通大臣又は都道府県知事へ通知しなければならないと定められている。

本件の入札談合情報が寄せられた当時、実施機関においては入札談合情報が寄せられた場合には、その信ぴょう性について個別に判断し、必要に応じて入札参加業者から事情聴取等の対応を行い、他の法令に違反すると疑うに足る事実があるときは、国土交通省等の建設業許可行政庁へ通知を行うこととしていた。

また、国土交通省等の建設業許可行政庁へ通知した場合には、国土交通省等から何らかの文書が送付されることが想定される。

## (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、「都市計画道路環状 3 号線（戸塚地区）街路整備工事（その 6）入札に関して、14. 1. 8 入札日前日横浜市民による落札情報（談合）を国土交通省へ知らしめた、書類等一切。国土交通省より（談合問題に関する書類一切）入札に関する書類一切（横浜市にきてる）」である。

## (3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書については、取得も作成もしておらず、保有していないとしている。

イ そこで、当審査会では、本件申立文書の存在について調査するため、平成 15 年 9 月 12 日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関の説明は、次のとおりであった。

(ア) 入札前日の平成 14 年 1 月 7 日に から契約第一課長あてに談合情報が寄せられた。

(イ) 通報内容は、入札日及び落札予定業者名（ ）又は ）についてであったが、落札金額についての言及はなかった。

(ウ) 契約第一課長が、 に情報の入手先を尋ねたところ、業界新聞に掲載されていたとの返答があった。今までに業界新聞にそのような記事が掲載されたのを見たことがなかったことから、新聞社名を尋ねたところ、自分で探しなさいとの返答があった。

(エ) 契約第一課においては、相談担当が当日の業界新聞の切り抜きを行っており、もし、本市発注工事についての談合情報が掲載されていれば、契約第一課長に報告がなされていたはずであり、そのような報告がなされた記憶もな

い。

(オ) 以上のことから、契約第一課長の判断で、 から寄せられた談合情報の信ぴょう性が低いと判断し、契約部長までは報告せず、文書も作成していない。

(カ) 入札契約適正化法第10条及び第11条にいう入札談合情報に至っていないと判断したため、国土交通省へも通知しておらず文書も存在しない。また、国土交通省からも、当該入札案件に関する文書は送付されていない。

ウ 前記イのとおり、実施機関は本件談合情報の信ぴょう性が低いとの判断により、国土交通省へ通知した文書も作成していないと説明しているが、 が入札日及び落札予定業者といった、契約担当部署、発注担当部署及び入札参加業者のみが知りえる情報を提示していること並びに の提供した情報どおりの業者が落札したことなどから考えて、本件談合情報への対応については疑問がある。

エ しかしながら、当審査会としては、実施機関が本件申立文書を作成しておらず、保有していないと主張している点については、これを覆すに足る確証を得ることはできなかった。

#### (4) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第10条第2項に該当するため、非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年9月6日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成14年9月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成14年9月27日 (第279回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年8月22日 (第18回第二部会)	・審議
平成15年9月12日 (第19回第二部会)	・実施機関から事情聴取
平成15年10月10日 (第21回第二部会)	・審議